

事務連絡

令和4年2月28日

各

| | | | |
|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 |
| 市 | 町 | 村 | |
| 特 | 別 | 区 | |

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

3歳児健診の視覚検査に関する体制整備について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

市町村が実施する3歳児健康診査においては、家庭での視力検査を併用して、眼の疾病及び異常の有無についても確認することとされています。乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、屈折検査は、片眼性の弱視等を検出するのに有用であることから、令和4年度予算案において、別添1のとおり、市町村が屈折検査機器等の整備を行う際に活用可能な補助事業（母子保健対策強化事業）を創設しております。

市町村が屈折検査機器を導入する際には、屈折検査機器の基準値の設定や精度管理、家庭での視力検査から健診会場での二次検査、眼科医療機関における精密検査等の一連の視覚検査体制について、地域の医療関係団体との連携が重要となります。

厚生労働省としても、別添2の通り、「3歳児健診の視覚検査に関する体制整備への協力について」（令和4年2月28日事務連絡）のとおり、協力依頼をしております。各自治体におかれましては、関係団体等と連携のうえ、地域の実情の応じた視覚検査の体制整備にご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、来年度、厚生労働省において、地方自治体における視覚検査の好事例等についての調査を行う予定であることを申し添えます。

母子保健対策強化事業【新規】

R4 予算案 : 5.3億円

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。

内容

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関する記録の電子化
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : 6,043,000円

事務連絡
令和4年2月28日

関係団体 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

3歳児健診の視覚検査に関する体制整備への協力について(依頼)

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

市町村が実施する3歳児健康診査においては、家庭での視力検査を併用して、眼の疾病及び異常の有無についても確認することとされています。乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、屈折検査は、片眼性の弱視等を検出するのに有用であることから、令和4年度予算案において、別添のとおり、市町村が屈折検査機器等の整備を行う際に活用可能な補助事業（母子保健対策強化事業）を創設しております。

当該補助事業を活用して、屈折検査機器を導入する市町村については、検査の受検者数・未受検者数・受検率・検査結果や、精密検査の実施状況等を把握し、集約するとともに、必要に応じて適切な支援を提供する体制を整備することを願います。

また、市町村が屈折検査機器を導入する際には、屈折検査機器の基準値の設定や精度管理、家庭での視力検査から健診会場での二次検査、眼科医療機関における精密検査等の一連の視覚検査体制について、地域の医療関係団体との連携が重要となります。

つきましては、市町村が屈折検査機器を導入する場合において、地域の実情に応じた視覚検査の体制整備へのご協力をいただきますよう、会員、関係者等への周知につきまして貴会のご配慮をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省としても、今後、地方自治体における視覚検査の好事例等についての調査を行う予定であることを申し添えます。

※別添2の事務連絡は以下の関係団体を宛先としております。

| |
|----------------|
| 宛先関係団体 |
| 公益社団法人 日本医師会 |
| 公益財団法人 日本眼科学会 |
| 公益社団法人 日本眼科医会 |
| 日本小児眼科学会 |
| 日本弱視斜視学会 |
| 公益社団法人 日本小児科学会 |
| 公益社団法人 日本小児科医会 |